

新潟市スマートエネルギー推進会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市再生可能エネルギー等導入推進基金事業（以下「基金事業」という。）の効率性・透明性の確保及び専門的な見地から助言・提言を行うほか、新潟市におけるスマートコミュニティや防災型エネルギーシステムの構築の可能性について検討するため、「新潟市スマートエネルギー推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 基金事業の計画
- (2) 基金事業の実績
- (3) 新潟市におけるスマートコミュニティや防災型エネルギーシステム構築に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進会議の目的を達成するために必要な事項

(委員構成)

第3条 推進会議は、学識経験者及び専門知識を有する者等のうちから、市長が選任した委員若干名をもって構成する。

- 2 委員の任期は、就任の日が属する年度を含め3年間とし、再任はこれを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 推進会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、推進会議の進行を行う。
- 3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要の都度市長が招集する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、環境部環境政策課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。